

(案)



若狭地域森林計画変更計画書

(若狭森林計画区)

計画期間	自	令和 5 年 4 月 1 日
	至	令和 1 5 年 3 月 3 1 日

令和 7 年 1 2 月

福 井 県

若狭地域森林計画変更理由

変更する理由

森林法第5条第5項の規定に基づき若狭地域森林計画の一部を変更する。

変更項目

I 計画の大綱

- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方
- 4 森林整備の目標に関する基本的な考え方
 - (1) 環境保全に適した森林
 - (2) 資源の循環利用に適した森林
 - (3) 人工林における収益性と災害リスクを基にしたゾーニング
 - (4) 森林整備の目標量

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

- 1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項
 - (1) 森林の整備および保全の目標
 - (2) 森林の整備および保全の基本方針
- 2 その他必要な事項
 - (1) 林業採算性の向上
 - (3) 森林整備支援に対する県民意識の醸成

第3 森林の整備に関する事項

- 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
 - (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針
- 2 造林に関する事項
 - (1) 人工造林に関する指針
- 3 間伐および保育に関する事項
 - (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針
 - (2) 保育の標準的な方法に関する指針
- 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
 - (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方
 - (5) 林産物の搬出方法等
 - (6) その他必要な事項
- 6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
 - (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針
 - (3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針
 - (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針
 - (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針
 - (6) その他必要な事項
- 7 その他森林の整備に関する事項

- (1) 針広混交林化に関する事項

第4 森林の保全に関する事項

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

- (1) 森林病虫害等の被害対策の方針
- (3) 林野火災の予防の方針
- (4) その他必要な事項

第6 計画量等

4 林道の開設および拡張に関する計画

目 次

I 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	1
4 森林整備の目標に関する基本的な考え方	1
(1) 環境保全 の に適した森林	
(2) 資源の循環利用 の に適した森林	
(3) <u>人工林における収益性と災害リスクを基にしたゾーニング</u>	
(4) 森林整備の目標量	

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	6
第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項	7
1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	7
(1) 森林の整備および保全の目標	
(2) 森林の整備および保全の基本方針	
2 その他必要な事項	9
(1) 林業採算性の向上	
(3) 森林整備支援に対する県民意識の醸成	
第3 森林の整備に関する事項	11
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	11
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	
2 造林に関する事項	12
(1) 人工造林に関する指針	
3 間伐および保育に関する事項	13
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	15
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	
(5) 林産物の搬出方法等	
(6) その他必要な事項	
6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	17
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	
(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	
(6) その他必要な事項	
7 その他森林の整備に関する事項	19
(1) 針広混交林化に関する事項	

第 4 森林の保全に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 22
3 鳥獣害の防止に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 22
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	
4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 22
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第 6 計画量等	・ ・ ・ ・ ・ 23
4 林道の開設および拡張に関する計画	・ ・ ・ ・ ・ 23

I 計画の大綱

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

県土の75%を占める森林は、木材等林産物の供給、県土の保全や水源の涵養^{かん}、生活環境の保全、保健・文化・教育的活動の場の提供、生物多様性の保全、地球温暖化防止に対する二酸化炭素の吸収・固定源として重要な役割を果たしている。

とりわけ、平成16年7月の記録的な豪雨により発生した福井豪雨災害では、下流域に大きな被害をもたらした。このため、県民生活の安全、安心を確保する観点から、災害に強い森づくりが求められている。

このような多様化・高度化する県民の要請に応えるためには、循環を基軸とした森林整備の推進を通じ、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくことが重要となっており、その状況を的確に把握するため、森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの精度向上や効果的な活用を図る必要がある。

一方、林業については、採算性の悪化、林業産出額・林業所得の減少等により、手入れ不足や放棄森林が増加し、林業経営のみならず直接県民の生活に関わる森林の公益的機能の低下が懸念される状況になってきている。

さらに、昭和40年代から50年代にかけて造林された人工林を中心に本格的な利用期を迎えており、資源量が年々増加している一方で、十分に利用されておらず、~~「育てる林業」から木を伐って使う「儲ける・稼げる林業」へと変えていく必要がある~~ いないことから、条件の良い森林において循環型林業経営を進めることで、県産材の生産および利用の拡大を図る必要がある。

このため、循環を基軸とした森林施業を永続的に推進していくとともに、災害に強い森づくりを進めるため、森林・林業基本計画および全国森林計画に即しつつ「ふくい^の森林・林業^{の未来を切り拓く}基本計画（令和7年3月策定）」と整合を図りながら、本計画区の森林整備の目標、伐採立木材積、造林面積および林道開設延長等を定めるものとする。

4 森林整備の目標に関する基本的な考え方

本計画における森林整備の目標の設定に当たっては、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるという基本的な考え方のもと、これらの森林に係る自然的条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する水源涵養^{かん}、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全および木材等生産の各機能を高度に発揮させるため、その期待する機能ごとに「水源涵養機能林^{かん}」、「山地災害防止機能林」、「生活環境保全機能林」、「保健文化機能林」および「木材生産機能林」の5つの区域に区別し、本計画区の望ましい森林の姿を踏まえ、森林の適正な整備および保全の実施により安定的に推移する姿を「指向する森林の姿」として示し、これを長期的な森林整備の目標とする。

この場合、森林の長期的な特性を踏まえ、指向する森林の姿への移行期間はおおむね40年後とし、これに到達する過程として計画期末を中間目標として示すものとする。

なお、この5つの区域について森林整備を効率的に推進する観点から、目指すべき森林の姿を森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全^のに適した森林」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源^の循環利用^のに適した森林」の2つにゾーニングし、それぞれに応じた森林整備を進めるものとする。

(1) 環境保全~~の~~に適した森林

森林の公益的機能の発揮を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を行っていく。

主として水源涵養^{かん}、山地災害防止機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林については、高齢級の森林や複層林への誘導、針広混交林化、伐採に伴う裸地面積の縮小および分散等により、適正な整備、保全を図るものとする。

	森 林 区 分	整備の方向	位置条件等
優先する 森林	① 育成複層林	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	
	② 天然生林	・主として天然力を活用し状況に応じて更新補助などにより保全・管理	・天然力により機能が確保される森林
	③ 育成単層林	・針葉樹単層林は、保育・間伐と伐期の長期化を基本として育成・管理	・緩傾斜な森林

主として生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、自然環境等の保全および創出を基本とし、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する 森林	① 天然生林	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林、すぐれた自然を構成する森林は自然状態での維持を基本として保全・管理	
	② 育成複層林	・広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・都市近郊林、里山林等
	③ 育成単層林	・針葉樹単層林は景観等への影響を配慮し、育成・管理	・里山等の緩傾斜な森林

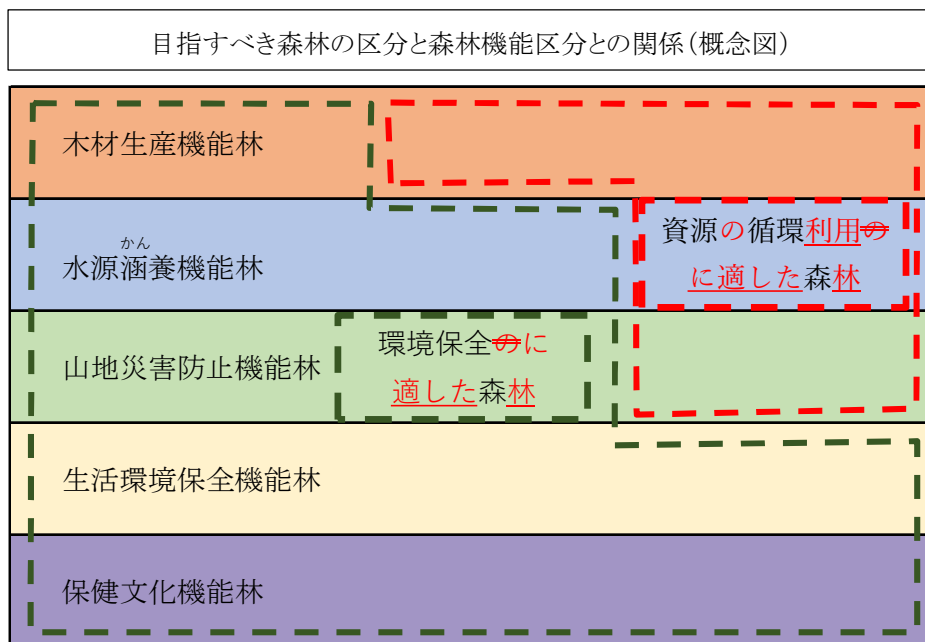
(2) 資源~~の~~循環利用~~の~~に適した森林

木材の持続的な生産を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を必要に応じて公益的機能の確保に留意しながら行っていく。

主として木材生産機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、適正な整備、保全を図る。この場合、林道等の基盤整備の状況、木材生産コスト、林業経営方針を十分に考慮するものとする。

なお、水源涵養^{かん}、山地災害防止の公益的機能を発揮していく必要のある森林については、その機能が持続的に発揮されるよう留意するものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	① 育成単層林	・高い成長量を有する針葉樹単層林は適切な保育・間伐および多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、単層状態の森林として育成・管理	・緩傾斜
	② 育成複層林	・針葉樹単層林は群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齢・齢級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹単層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助などにより複層状態の森林へ誘導	
	③ 天然生林	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理	・天然力により機能が確保される森林



(3) 人工林における収益性と災害リスクを基にしたゾーニング

森林のうち人工林においては、路網からの距離、地形の傾斜、斜面の崩れやすさ等を基準に収益性と災害リスクの観点からゾーニングを行い、資源の循環利用と環境保全に適した森林整備を推進していく。

- ・収益性が高く災害リスクの低い林業適地では、主伐・再造林施策を図るものとする。
- ・人家裏などの非皆伐施策が適した地域では、小規模・多間伐施策を図るものとする。
- ・収益性の低い林業不適地では、公的整備による針広混交林への誘導など、自然力を活用した施策を図るものとする。



※1 森林の所有と経営を分離し、条件の良い森林において効率的な主伐、再造林・保育を行い収益の向上と適切な再造林を進める循環型の林業。

※2 小規模な道づくり(幅員概ね2.5m以下)と簡易な機械(チェーンソーや小型バックホウ等)により木材生産を行う自立・自営的な林業。山林所有の有無や所有規模に関わらず、他者からの受託も含め森林の経営や管理、施策を自ら行う取組み。

(4) 森林整備の目標量

単位：ha 蓄積：m3/ha

区 分	令和 3 年度	計画期末 令和 14 年度
総森林面積	79,922	79,922
育成単層林	30,380	30,275
育成複層林	348	873
天然生林	49,194	48,774
森林蓄積	213	241

(参考)

育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により単層状態の森林がこれに相当する。

育成複層林

森林を構成する林木を択伐（抜き伐り）等により部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持される森林。複層状態の人工林の他に人為により複層状態にある天然林および針広混交林がこれに相当する。

天然生林

主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町別面積		単位 面積:ha		
区 分		面 積		備 考
		変更後	変更前	
総 数		79,934	79,953	
若狭森林計画区	敦賀市	15,147	15,147	
	美浜町	12,593	12,593	
	若狭町	11,294	11,294	
	小浜市	18,325	18,325	
	おおい町	17,266	17,266	
	高浜町	5,309	5,329	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。
- 2 本計画の対象森林は次の事項の対象となる。
- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の開発行為の許可（保安林および保安施設地区の区域内の森林ならびに海岸法（昭和31年法律第101号）第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
 - (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届け出
 - (3) 森林法第10条の8第1項の伐採および伐採後の造林の届出（保安林および保安施設地区の区域内の森林を除く。）
- 3 森林計画図の縦覧場所は、県森づくり課、嶺南振興局、計画区内該当市町役場とする。
- 4 調査時点：市町森林面積は令和7年3月31日現在による。
- 5 総数と内訳の計が一致しないのは四捨五入によるものである。

第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備および保全の目標

発揮を期待する機能に応じた適正な森林整備および保全の確保に当たって、森林の有する7つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮するうえで、望ましい森林の姿については次のとおりである。

なお、特に下記「木材等生産機能」の高い森林においては、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・利用や花粉の少ない苗木等の導入を図るものとする。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民県民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林

(2) 森林の整備および保全の基本方針

ア 森林の整備および保全の基本的な考え方

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全や近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を的確に把握するための森林資源調査や森林の区域を明確にする森林GISの精度向上や効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備および保全を行う観点から、森林資源の状況、林道の整備状況、森林に関する自然的条件および社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている7つの多面的機能を重視する機能に応じて水源涵養機能林、山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林および木材生産機能林の5つの区域に区分する。

更に、森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全に適した森林」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源の循環利用に適した森林」に大別することとし、

- a 育成単層林における保育・間伐および主伐・再造林の積極的な推進
- b 人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備
- c 天然生林の適正な保全・管理
- d 保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進
- e 森林病虫害・野生鳥獣被害の防止対策の推進

等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備および保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道等の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及および定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。

イ 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備および保全の方針

① 水源涵養機能林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林および地域の用水源として重要なため池、湧水池および溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、立地条件や住民県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

② 山地災害防止機能林

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、災害に強い県土基盤を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る施業を推進する。また、自然条件や住民県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業も推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な治山施設の設置を推進することを基本とする。

④ 保健文化機能林

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民県民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡・名勝等の存在する森林、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、保健文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。

具体的には、住民県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や住民県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図ることや、美的景観の維持・形成に配慮する等の多様な森林整備を推進する。

また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

ウ 環境保全~~に~~に適した森林および資源の循環利用~~に~~に適した森林と発揮を期待する機能に応じた森林との関係

① 環境保全~~に~~に適した森林

- 発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、次の事項の資源の循環利用~~に~~に適した森林を除いた森林
- 発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、生活環境保全機能林、保健文化機能林

② 資源の循環利用~~に~~に適した森林

- 発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、木材生産機能林

- 発揮を期待する機能に応じた森林区分のうち、水源涵養機能林、山地災害防止機能林で、次の基準（目安）をすべて満たす森林

- ・ 標高 800m未満
- ・ 傾斜 35 度未満
- ・ 林道からの距離 ~~500~~300m未満
- ・ 普通林または禁伐・択伐の指定がない制限林

※但し、上記以外でも生育状況が良く、林道から近い森林などは「資源の循環利用に適した森林」とする。

（参考）各区分の区域の考え方

区分	発揮を期待する機能に応じた森林 (公益的機能等森林)	森林の有する機能
環境保全に <u>適した森林</u>	・ 木材生産機能林	・ 主として木材生産機能の維持発揮を図る森林
	・ 水源涵養機能林	・ 主として水源涵養機能の維持発揮を図る森林
	・ 山地災害防止機能林	・ 主として山地災害防止／土壌保全機能の維持発揮を図る森林
	・ 生活環境保全機能林	・ 主として快適環境形成機能の維持発揮を図る森林
	・ 保健文化機能林	・ 主として保健・レクリエーション機能の維持発揮を図る森林 ・ 主として文化機能の維持発揮を図る森林 ・ 主として生物多様性保全機能の維持発揮を図る森林
資源の循環利用に <u>適した森林</u>	—	・ 主として木材生産機能の維持発揮を図る森林 (必要に応じ公益的機能の確保に留意する)

2 その他必要な事項

- 多面的な機能の持続的発揮のための森林整備の推進

林業・木材産業は、~~近年国産材供給量が回復傾向にあるものの、木材需要の約6割は依然として輸入材により占められており、また~~長期にわたる林業算出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲や世代交代等に伴う管理意欲の減退等により、間伐等の手入れ不足の森林が増加しており、このままでは森林の有する多面的な機能の持続的発揮が危惧される状況にある。

このため、森林整備の推進に当たっては、森林計画制度の適切な運用を通じ、森林施業の効率化等による林業採算性の向上、林業・木材産業関係者の連携強化のもとでの県産材の需要拡大、さらに「森林は県民共有の財産である」という認識のもと、森林整備支援に対する県民意識の醸成を図っていくことが必要である。

(1) 林業採算性の向上

~~森林施業の効率化を図るため、今後の~~森林施業に当たっては集落を単位とし、~~また~~施業の集約化をのほか、森林の所有と経営を分離し、林業適地での効率的な主伐・再造林等をさらに促進推進するとともに、施業の集約化に対応した林道等路網の整備、高性能林業機械の導入や効果的な運用促進を通じ、林業採算性の向上を図るものとする。

このため、森林経営計画の樹立にあたっては基本的には集落を単位林業適地を中心とした一定のまとまりをもった森林区域を対象とし、適切な制度の運用を通じ、~~保育・間伐等の~~森林整備を

推進するものとする。

(3) 森林整備支援に対する県民意識の醸成

森林は山地災害の防止や人間に欠かすことのできない水や酸素を供給するなど、豊かな県民生活を実現するうえで必要不可欠であることから、今後は、県民全体で森林を支えていくことが必要であり、「森林は県民共有の財産である」との認識の下~~等~~、森林整備の必要性について広報に努め、県民の一層の理解の醸成を図るとともに、~~平成21~~令和6年度に本県で開催された全国~~植樹祭を契機~~育樹祭を継承~~とした~~「緑と花の県民運動」等の~~推進~~永続的な展開を通じて県民の参画を促進していくものとする。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本としつつ、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、既往の施業体系、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を踏まえ立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めるものとする。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

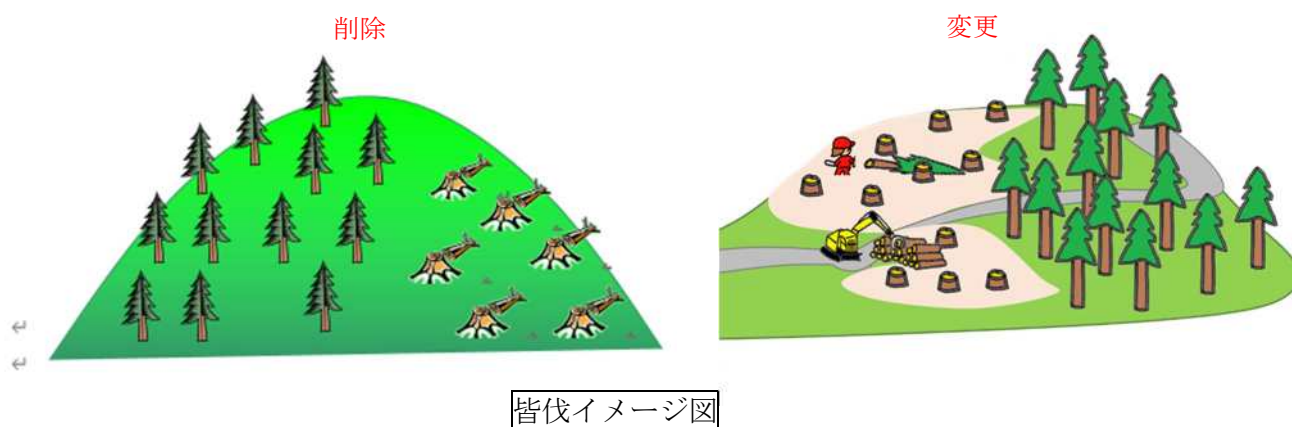
（1） 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

ア 立木竹伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐または択伐によるものとする。

【皆伐】

皆伐については、主伐のうち択伐以外とする。

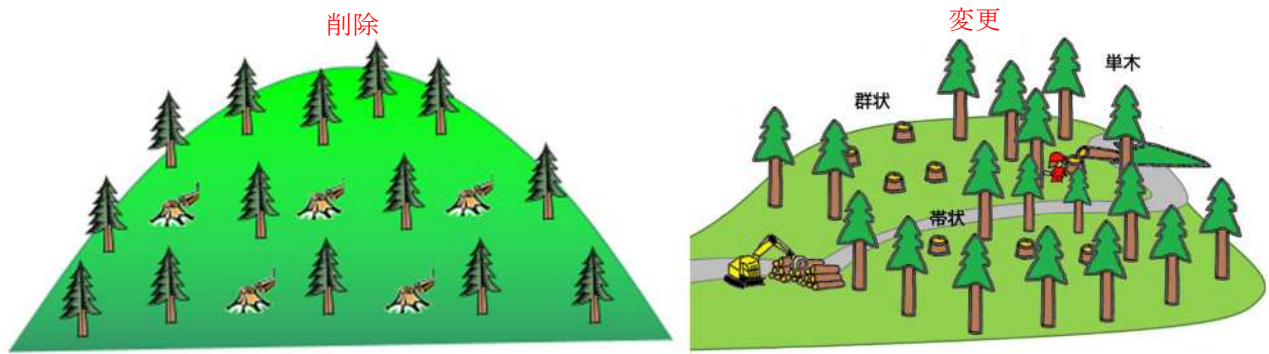
皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模および伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設けて適切な更新を図ることとする。



【択伐】

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、原則として伐採率を30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とし、適切な更新を図る。



択伐イメージ図

イ 主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月１６日付け２林整第１１５７号）および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」（令和~~三~~年~~五~~月~~二~~日付け県材第~~四~~二〇九号）を考慮しながら、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

なお、林地の保全、雪崩および落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持増進ならびに溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のための必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

また、スギ等の人工林については、今後の花粉の飛散を抑制していくため、伐採後は花粉の少ない苗木等による植え替えや広葉樹の導入を図るものとする。

２ 造林に関する事項

市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等地域の実情を勘案し、造林を行う際の樹種選択や方法等、造林に関する事項を定めるものとする。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

（１） 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材の持続的な生産を主目的とした資源の循環利用~~に~~に適した森林において行うこととする。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

① 人工造林の植栽本数

主要樹種における１ha当たりの植栽本数は、下表の植栽本数を標準として、既往の植栽本数、生産目標および施業体系や社会的要請等を勘案して幅広く定めるものとする。

人工造林の植栽本数

樹 種	仕立て方法	植栽本数（本／h a）
ス ギ	中仕立て	<u>2,000～2,500</u>
ヒノキ	中仕立て	<u>2,000～2,500</u>

なお、植栽本数の決定に当たり、~~コンテナ苗の活用等により~~植栽・保育経費の~~低コスト~~
~~低減~~を図る場合等ここで示す植栽本数から大幅に異なる場合は、林業普及指導員等と
相談の上、目的に応じた適切な本数とするものとする。

② 人工造林の標準的な方法の指針

(ア) 地拵えの方法

地形に合わせ、全刈り筋置き地拵えまたは、雪害防止と地力維持を図るための地
拵え（階段切等）を行うものとする。

(イ) 植付け方法

雪害防止と機械下刈りを目的とした長方形植えまたは三角植えとする。また、植
付けにあたり、根の乾燥を防ぐとともに、細根を四方に広げたいねい植えとする。

なお、植付け時期は、10月～11月の秋植えまたは、4月の春植えとし、早春のフ
ェーン現象時は、植付けを避けるものとする。

コンテナ苗についても根鉢の乾燥を避けるよう取り扱うとともに、植栽にあ
たっては、深植に注意し、根鉢と植穴に土を被せ空隙が生じないように植穴の
外周から内側に向けて軽く踏み、根鉢の上面より1～2cm程度の高さが植付後
の水平面となるように土を寄せておくなど根鉢と土壌を十分に密着することと
する。

(ウ) その他

木材の持続的な生産を主目的とした資源の循環利用に適した~~森林~~の森については~~特
に~~コンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努める
こととする。

3 間伐および保育に関する事項

既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案し、間伐および保育に関する事項を定めるものとする。
ただし、最終的に目標とする森林の姿やコストの低減などを考慮した施業を行う場合に差し障りがあ
る場合は、林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた時期や回数とするものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化および利用価値の向上を図るため、下表に示す
内容を標準とし、既往における間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時
期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要な事項を定めるものとする。また、施
業の省力化・効率化の観点から、「環境保全に適した森林」を中心に列状間伐の導入に努める
ものとする。

植栽本数を低減した森林においては、地位級や樹冠のうっ閉状況、樹高成長量等を考慮し、目
標林型に応じて、必要な間伐を実施するものとする。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐を行う際の規範として定められる。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の保育の方法を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

なお、保育の基準的な方法は、市町村森林整備計画において森林の保育を行う際の規範として定められる。

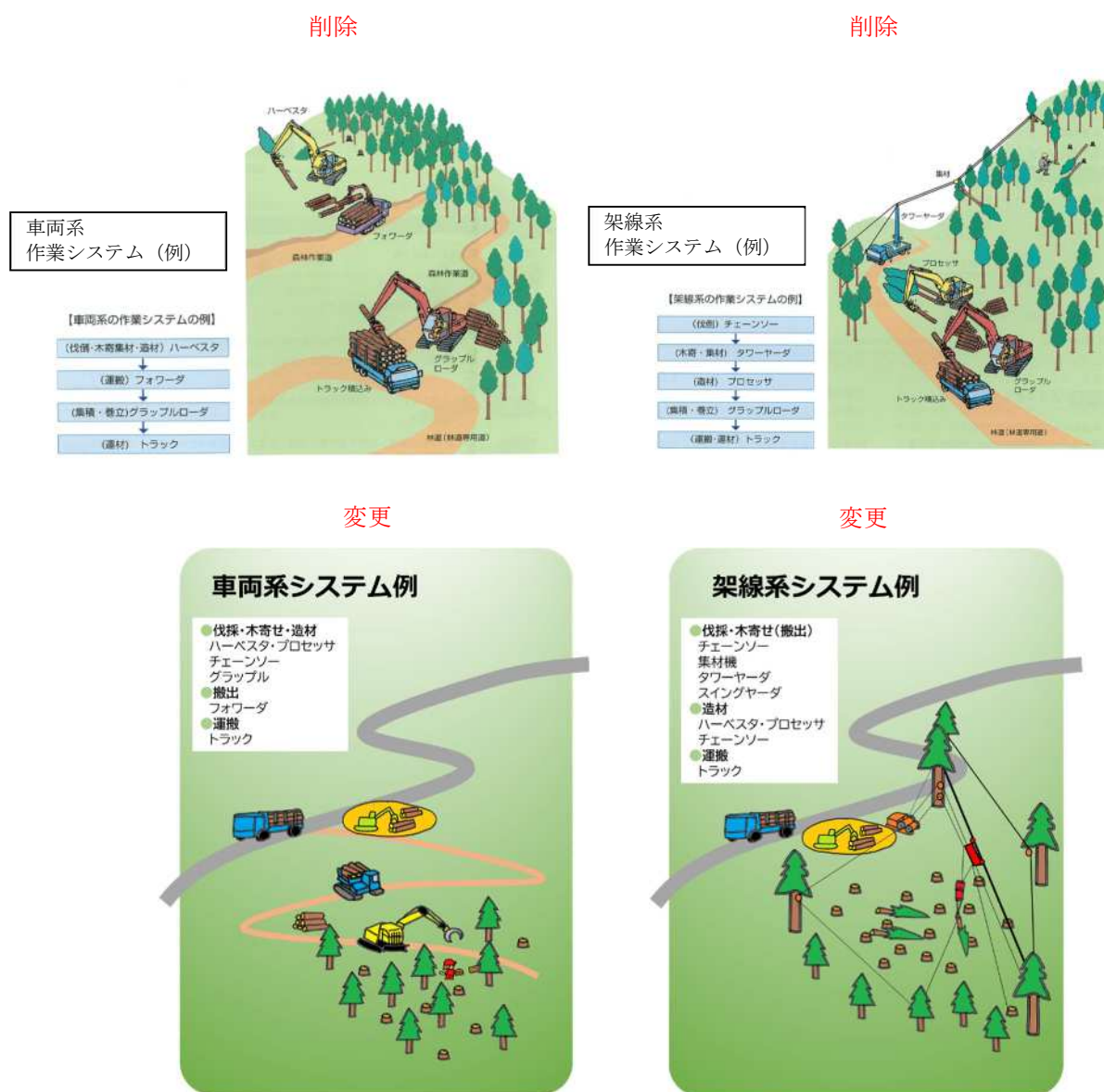
【スギ】

作業種	林 齢	回 数	備 考
根踏み	2年生	1回	融雪直後に植栽木(根浮)の根もとに、土をかけてよく踏み固める。
下刈り	2年生から	7～ 8回	年1回を原則とするが、雑草繁茂の著しい所では、2回刈りを実施する。 2回刈りは1回目6月、2回目8月中を標準とする。 ※4回目(または4年目)以降の下刈りについては雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討した上で実施
雪起し	3年生から	8～ 10回	融雪後直ちに実施する。
つる切り	9年生から	2回	下刈り終了後、つる類の繁茂状況に応じ、除伐時に併せて行う等、適切に実施する。
除 伐	9年生から	2回	生育が阻害されている箇所および阻害されるおそれのある箇所を対象に実施する。
枝打ち	13、17、21、 25、30年生	5回	13年生頃から実施し、伐採前10年までに完了する。

※この標準表は、主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり実行にあたっては画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、立地条件等に即した効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討のうえ適切に実行する。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方



(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号)および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」(~~令和元年5月28日付け県材第411号~~令和3年3月31日付け県材第209号)を踏まえ、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。

また、作業システム・木材生産量に対応した山土場の整備・配置、木材運搬トラッ

クの規格、（木材を出荷先へ直送しない場合の）大型トラックへの積替え場所の検討等を十分に行い、伐採から運搬まで一連の工程でのコストの低減を図るものとする。

（６） その他必要な事項

~~エ 林道の利用拡大~~

~~福井県で開催された全国植樹祭の開催を契機とした県民運動である「自然を知り伝える運動」を推進するため、林道を活用して森林とのふれあいの場を県民に提供するなど、林道の役割や森林・林業に対する理解の増進に努めるものとする。~~

オ エ 森林作業道の整備

林道と施業対象地を機能的に連結し、保育・間伐等集約的な施業を確保するため、森林作業道の整備を促進するものとする。特に所有規模の小さい森林が多~~くそ~~これらの森林について集落単位など一体的な施業の実施が期待される地域にあっては、森林作業道を開設し利用管理を行うなど、い場合、施業地の集約化を図ることで柔軟な線形の検討を可能にするとともに、傾斜や地形、使用機械等を考慮したうえで必要最小限の延長となるよう、効率的な路網の整備・配置に努めるものとする。

6 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

計画区内の森林所有者、森林組合、市町等の関係者の合意形成を図りつつ、森林施業の集約化、林業従事者の確保・育成、林業機械化の促進および県産材の流通・加工体制の整備などを以下により総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

ア 森林組合等による森林施業受委託の促進

不在村森林所有者の増加および森林所有者の高齢化が進んでいる地域等にあつては、森林組合等による施業の受委託を促進し、当該所有者に対する普及・啓蒙活動を強化し、適正な森林施業の確保に努めるものとする。

特に林業適地における主伐・再造林については、循環型林業経営など長期にわたる適正な林業経営を担保するためにも、森林組合等の林業事業体による森林所有者との長期一括契約（ふくい型林業経営モデル）による林業経営を進めるものとする。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

計画的・効率的に森林の整備や木材の生産を行うため、集落を単位として組織化を図るものとする。

特に集落が中心となって、森林組合等の林業事業体と連携して地域の森林整備（間伐・主伐）を進めるコミュニティ林業で木材生産を進める組織「地域木材生産組合」については、県、市町の指導や森林組合等の協力を得て設立を進めるものとするについては、県や市町、森林組合等の林業事業体が協力して、合意形成を進めるものとする。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

ア 競争力のある林業事業体を育成

林業経営コンサルティングの活用により経営改善を推進するとともに、ICT技術の導入や保有機械の改良や、設備強化等により、作業効率化や生産拡大を促進する。

イ 若者や女性等多様な人材が活躍できる就労環境を整備

労働安全講習会の開催就業環境改善に必要な設備や安全装備の支援等により、従事者が安心して働ける環境を整備するとともに、労務の流動化により通年雇用を確保する。

また、外国人材の適正な受け入れ等については、必要な情報を収集し、関係団体と共有を図る。

ウ ふくい林業カレッジ等による人材の確保

林業カレッジにおいて安全教育に対する強化や、ICT技術の活用など研修内容の充実と短期コースの新設により、即戦力となる人材を確保・育成する。

また、林業PR・就業ガイド作成など林業および林業事業体の情報が果たす役割への理解促進や、林業の魅力の発信により人材を確保する。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

高性能林業機械の導入促進

林業生産性の向上、労働強度の軽減および稼働率の向上を図るため、地域に適した高性能林業機械を利用した機械作業システムの導入を推進するものとする。

このため、林業事業体への機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等機械作業システム化を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとする。

また、民間企業等と連携し、作業システムの構築などを進めるものとする。

削除

区 分	機械作業システム	主 要 機 械
大規模専業型 緩傾斜地 急傾斜地	- 高性能大型車両系	ハーベスタ プロセッサ タイプ フォロワー
大規模専業型 中傾斜地 急峻地	高性能大型架線系	タローヤーダ スイングヤーダ タイプ プロセッサ

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

充実した森林資源を有効に活用し、適切な森林管理につなげるため、福井県木材トレーサビリティ認証制度を活用するなど、合法伐採木材の流通促進を図るとともに、~~大規模加工~~工場の誘致や~~中規模既存~~製材工場の連携による木材加工流通体制の強化を通じて県産材の利用拡大を推進するものとする。

特に県内に B 材需要がないため、C 材として供給する比率が高い状況にあり、原木の質に応じたバランスの良い需要構造とすることが必要となっていることから、県産材の供給拡大の受け皿として、県内に B 材の~~大規模加工~~工場の誘致を進めるものとする。

また、林地残材等の有効利用や木質バイオマスの地域内利用を図るため、木質バイオマスボイラー等の導入による熱利用を推進するものとする。

(6) その他必要な事項

林業や木材産業での就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における~~移住・定住~~を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。

また、自伐林家や地域住民、NPO 等の多様な主体による森林資源の利活用等~~を通じて森林ビジネスの展開を促進し、山村地域の活性化~~を推進するものとする。

7 その他森林の整備に関する事項

(1) 針広混交林化に関する事項

ア 針広混交林化に関する基本的事項

ダム上流など奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導するものとする。

イ 針広混交林化の方法

針広混交林化にあたっては、針葉樹一斉林を列状、帯状、群状（モザイク状）に伐採し、天然更新を主体とし広葉樹の導入育成を図るものとする。

なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生する恐れがある箇所については、帯状（横列）、群状（モザイク状）伐採を基本とする。

また、広葉樹の導入にあたっては更新が確実に図られるよう次の事項に留意する。

① 事前予測

伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し更新が可能か判断すること。

② 更新補助作業

必要に応じ造林技術基準で定める地表掻き起こし等を行うこと。

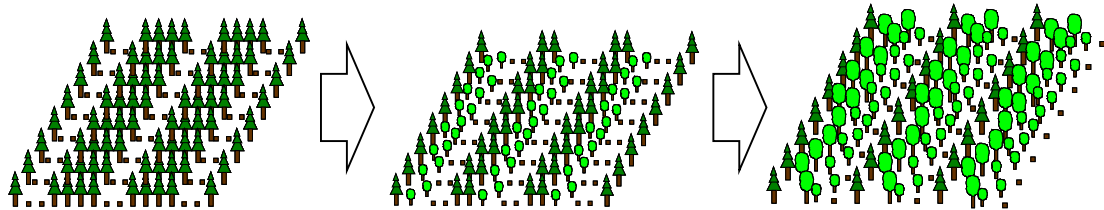
③ 更新完了基準

伐採後5年以内に福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ること。

(参考)

①列状伐採

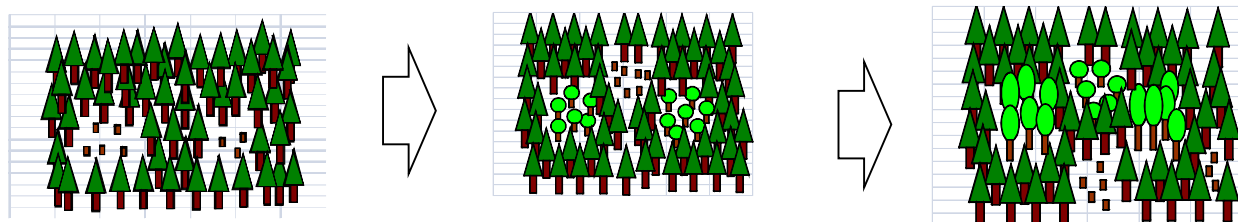
削除



②群状（モザイク状）伐採、帯状伐採

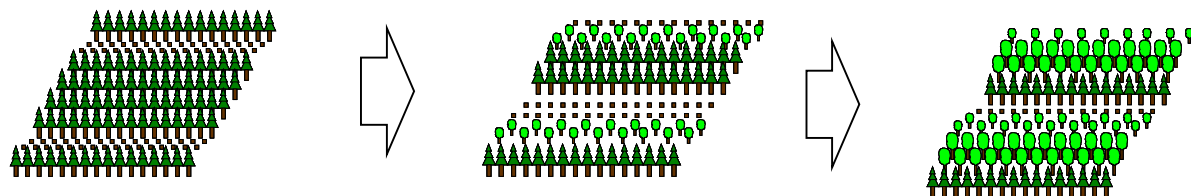
(群状)

削除



(带状)：横列、縦列

削除



(参考)

変更

○列状間伐による針広混交林化のイメージ



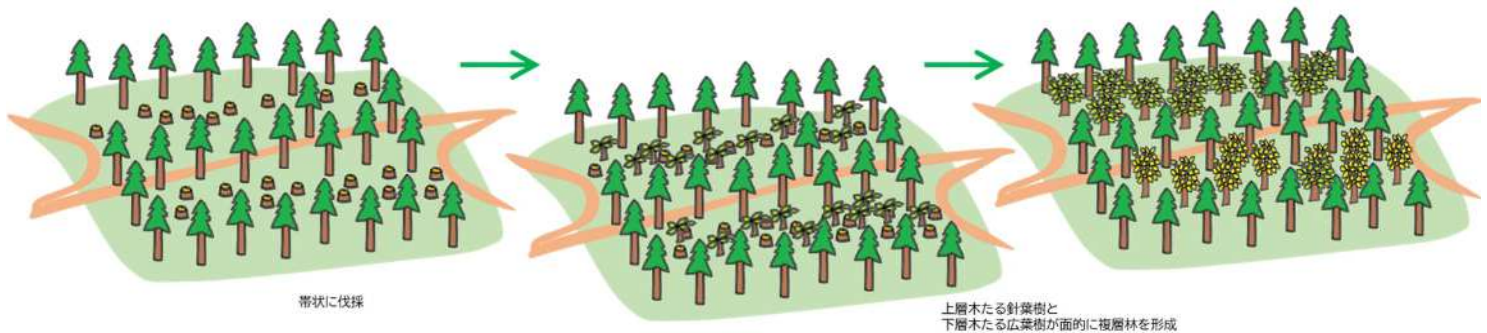
変更

○群状（モザイク状）伐採によるイメージ



変更

○帯状伐採によるイメージ



第4 森林の保全に関する事項

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図るため、地域の実情や地形条件等に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、テープ巻き等の植栽木の保護措置（維持管理を含む）または捕獲による鳥獣害防止対策を推進する。その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めること。

4 森林病虫害の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害被害の防止については、被害の実態を的確に把握し適切な措置を講ずることとする。松くい虫被害やナラ集団枯損被害については、守るべき森林のエリアを限定して樹幹注入などの予防・駆除対策の集中的な実施を推進し、松くい虫被害地については、福井県で開発した抵抗性アカマツや抵抗性クロマツを活用し、松くい虫被害地の復旧やマツタケ林の再生などを進めることとする。

(3) 林野火災の予防の方針

近年、森林レクリエーションや山菜採取等で森林への入り込み者が増加しており、これに伴って山火事の危険性が増大している。そこで山火事防止意識の普及啓蒙のため、標識類の設置やマスコミを通じた広報活動等および関係機関との連携を積極的に推進することとする。

なお、森林病虫害の駆除等のために火入れを実施する場合は、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこと。

(4) その他必要な事項

森林内における不法投棄や無届伐採等の早期発見、春先の林野火災多発期における山火事予防のための巡視を重点的に行う。梅雨、台風、豪雨による森林被害や林道等の公共施設への被害を早期に発見し、適切な措置を講ずる。

また、森林の整備については、福井県環境基本計画（平成25年11月策定令和5年3月改定）における里地里山の保全再生や生物多様性を重視した自然環境の保全再生、また福井県第二種特定鳥獣管理計画ーニホンジカ（令和4年4月策定）、ーイノシシ（令和4年4月策定）、ーニホンザル（令和4年4月策定）や福井県第二種特定鳥獣保護計画ーツキノワグマ（令和4年3月策定）における生息環境ごとの管理、被害防除対策との整合性を図りながら取り組むこととする。

第6 計画量等

4 林道の開設および拡張に関する計画

単位 延長:m 面積:ha

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (市町)	路線名	延長 (箇所数)	利用区 域面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張		— 〈改良〉	— 敦賀市	— 深山線	— (1)	— 375	○	①	
拡張		— 〈改良〉	— 敦賀市	— 馳セ谷線	— (1)	— 66	○	①	
敦賀市計		(改良)		2路線 4路線	(2) (4)		1箇所 3箇所		
拡張		— 〈改良〉	— 若狭町	— 向陽寺線	— (1)	— 129	○	①	
若狭町計		(改良)		11路線 12路線	(11) (12)		3箇所 4箇所		
拡張		— 〈改良〉	— 小浜市	— 大岩線	— (1)	— 84	○	①	
拡張		— 〈改良〉	— 小浜市	— 一坂線	— (2)	— 583	○	①	
小浜市計		(改良)		1路線 3路線	(1) (4)		0箇所 3箇所		
嶺南振興局計		(改良)		33路線 38路線	(42) (48)		17箇所 23箇所		
		(舗装)		17路線	31,020		7箇所 7箇所		
若狭地域		(改良)		33路線 38路線	(42) (48)		17箇所 23箇所		
		(舗装)		17路線	31,020		7箇所 7箇所		

上段:変更前 下段:変更後

若狭地域森林計画書

計画期間

自 令和 5年 4月 1日
至 令和15年 3月31日
(令和7年12月変更)

発行・編集

令和8年3月
福井県 農林水産部 森づくり課
〒910-8580
福井市大手3丁目17番1号
TEL 0776 (21) 1111 (代表)